

財務省告示第二百三十七号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平  
 成十六年四月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年五月十二日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 号	利付国庫債券（二年）（第二百十 九回）
二 発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項
三 法律及びそ の条項の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四 発行方法	札（以下「価格競争札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、価格競争入札におい て定められた利率をその利率と し、価格競争入札において募入 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行価格 とするものによる発行（以下「 非競争入札発行」という。）
五 募入決定の 方法	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り 当てる。

	十 三	十 二	口	イ	十 一	十	九	八	口	イ	七	口	イ	六	口								
	初 期 利 子	利 率	札 発 行	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	振 替 単 位	最 低 額 面 金	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	札 発 行 入	非 競 争 入								
す				額	格	十	額	平	す	額	の	振	五	百	百	二	一	額	億	額	割	各	
る				面	十	額	面	成	の	記	載	替	万	円	円	十	兆	面	円	面	り	申	
期				金	八	額	金	十	の	又	は	法	円		億	万	六	金	金	当	込	の	
日				額	錢	以	額	六	整	数	は	の	二		二	円	千	で	で	て	る	の	
に				百	上	の	に	年	倍	の	記	規	千		千	八	百	百	十	億	。	必	
つ				円	そ	れ	つき	四	の	金	録	定	四		百	七	十	億	二	千	六	募	
い				に	ぞ	れ	九	月	金	額	は	よ	百		七	十	五	億	千	八	額	を	
て				つき	の	の	十九	二	に	に	最	振	七		十	九	億	七	百	千	案	分	
同				九	九	の	円	十	よ	よ	低	替	九		億	九	千	七	百	八	に	よ	
じ				十九	九	九	九	日	る	る	額	口	千		千	五	五	万	万	七	分	に	
。				円	募	九	九		も	も	面	座	百		万	百	九	円	十	九	よ	り	
				九	価	九	九		の	の	金	簿	六		円	百	五						

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後第二期の利子
平成十六年四月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	日額百円につき百円	額面金額	平成十八年四月二十日	利子を払う。六月間に属する
						て、その日以、前六月間に属する
						を、その日以、前六月間に属する
						毎年四月二十日及び十月二十日